

* 海外へ転出される方へ *

【印鑑登録について】

- 印鑑登録は、海外転出の日をもってご利用できなくなります。
- お手数ですが、印鑑登録証（カード）をご返却くださいますようお願いいたします。
- 海外滞在中に、印鑑証明が必要になった場合には滞在先の日本大使館で印鑑証明に代わる《サイン証明》の交付を受け印鑑証明に代わる証明書としてご利用いただくことになります。

【住民票について】

- 海外転出日以降の住民票は、除票となります。
- 除票の交付は可能です。（住んでいたことの証明として交付します。）

【戸籍について】

- 海外転出日以降も、戸籍は何ら変わることはありません。
- 戸籍謄抄本の交付は可能です。（本籍地にご請求ください。）

戸籍謄本については
広域交付により住所地
等でも取得可能です。

【帰国時の手続き】

- 帰国に際しての住所登録には、「パスポート・戸籍謄本・戸籍附票謄本」が必要になります。
- 戸籍謄本・戸籍附票謄本については、あらかじめ本人の本籍地よりお取り寄せ願います。
- 帰国の際、自動化ゲートを利用する場合は、証印を受けたパスポートまたは帰国日のわかる飛行機の搭乗券をお持ちください。

【年金について】

- 海外転出に伴い原則的に「国民年金資格」は喪失となりますが、任意に継続することができます。ただし、任意継続をしたい場合には手続きが必要となります。詳しくは市民課（後期医療年金係）（028-681-1116）または喜連川市民生活室（028-686-6611）にお問合せください。

【児童手当について】

- 海外転出に伴い「児童手当」は消滅となります。ただし、単身赴任等でお子様がさくら市に残る場合は、新たな養育者から認定請求書の提出が必要となります。

【税金について】

- 海外に転出しても、土地・家屋・軽自動車等をお持ちの方には毎年税金がかかりますが、通知が届かないため、税務課（028-681-1114）または喜連川市民生活室（028-686-6611）で納税管理人（送付先）設定手続きをお願いします。

【在外選挙人制度について】

- 海外で国政選挙に投票するための申請が国内でもできます。※在外公館での申請も可
ただし、国内の最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている方に限ります。
詳しくはさくら市選挙管理委員会（028-681-8033）にお問い合わせください。

問い合わせ先

- 市民課 総合窓口係
栃木県さくら市氏家 2771 番地
TEL028-681-1115
- 喜連川市民生活室 市民窓口係
栃木県さくら市喜連川 4420 番地 1
TEL028-686-6611

海外転出する日本人の方へ

～マイナンバーカードの取り扱いについて～

(出国前日までに転出手続きをした方)

- すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、転出届出に記入した海外転出日の前日までにマイナンバーカードをお持ちいただければ海外転出後も継続して利用することが可能です。

(出国当日に転出手続きをした方)

- マイナンバーカードをお持ちの方で海外転出当日に転出手続きをした方、またはマイナンバーカードをお持ちでない方は、ご希望があれば海外転出後も利用できるマイナンバーカードの申請が可能です。

(出国後にマイナンバーカードを申請する方)

- 転出時にマイナンバーカードの手続きをせず、海外転出後に申請する場合は在住する国の在外公館にお問い合わせください。

(海外での利用)

- 海外転出後のマイナンバーカードは、マイナポータルへのアクセスや対応したオンラインサービス等に利用できます。対応の有無は各サービスのホームページ等でご確認ください。

(帰国するとき)

- マイナンバーカードをお持ちの方が日本へ帰国した際には、必ずカードを持って市町村窓口へ来庁してください。転入から14日以内に手続きがない場合はカードが失効し、有料での再交付となります。